

フィットネスクラブ K-FIT 個人会員規約

第一章 総則

第1条 名称

本施設はフィットネスクラブ K-FIT と称する。以下『本クラブ』といいます。

第2条 施設運営管理

住所；静岡県掛川市大池 958-2

会社；(株) 掛川スイミングスクール

施設；フィットネスクラブ K-FIT により施設運営管理を行います。

第3条 目的

本クラブは会員の施設利用を通じ、快適な時間を過ごしながら心身の健康維持、増進改善を図り会員とスタッフとのコミュニケーションを築きながら健康増進を築くことを目的とします。

第二章 会員

第4条 会員制度

(1) 本クラブは会員のみご利用頂ける会員制クラブとして運営します。会員となる際に、定められた会員種別の中から入会契約またはオプション契約し、その会員種別による契約範囲に応じて、当施設を利用する権利をもつことができます。

第5条 契約期間

契約期間は、月会員について毎月1日から月末迄の1ヵ月単位とし、年会員については初回利用月の1日から12ヵ月間の1年単位となります。

会員が所定の退会手続きを行ない完了するまで、自動更新とします。

第6条 入会資格

原則として、16才以上（高校生以上）の男女で、入会を希望し本規約を承認する方とします。

※中学生会員は中学在籍期間のみとし、別途利用方法を定めます。

また、以下の項目に該当する方のご入会をお断りすることがあります。

- ・医師等により運動を禁じられている方
- ・他人に伝染する恐れのある疾病を有する方
- ・刺青（タトゥー含む）のある方
- ・暴力団または、反社会的勢力等に関係している方
- ・本クラブが、他の会員に迷惑をかける恐れがある、又はその他好ましくないと判断した方

第7条 会員証

本クラブは会員に対して会員証を発行します。当施設を利用する際、会員は会員証を提示してください。

また、会員証の貸与、譲渡は禁止とします。会員証を紛失した時は、速やかに当施設への届出を行い再発行の手続き（再発行手数料が別途かかります）をおとりください。

本クラブを退会する際、あるいは会員資格を喪失した際は、すみやかに会員証を返却してください。

第8条 入会

入会希望者は、別に定める入会申込書に必要事項を記入し、フロント受付に提出してください。

また、入会后住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は、速やかに所定の書面にて手続きをしてください。

月途中、15日迄の入会は1日から、16日～月末迄の入会は16日からの入会とみなし、
会費は前者は1ヵ月分、後者が50%となります。

第9条 入会金

- (1) 申し込み時に所定の入会金をお納めください。
- (2) 一度納めた入会金についてはいかなる理由があっても返還いたしません。

第10条 会費

月会員は指定金融機関にて5日（土日祝の場合翌営業日）に契約に応じた別表に定める会費を自動振替とします。

年間会員対象種別はフルタイム会員のみとし、初回利用時迄に一括納入していただき、以降は契約更新月5日（土日祝の場合翌営業日）に自動振替とします。

第11条 休会

休会を希望する時は、休会する前月20日迄に所定の用紙に必要事項を記入し、フロント受付に提出すれば翌月の契約を停止することができます。

ただし休会月または休会期間においては会員継続費を納入していただきます。

また、会員種別における年間会員の月単位の休会は原則認めないものとします。

休会月が終了し、新たに施設利用を開始しようとする場合、本クラブから休会者への休会終了のご連絡やご案内はいたしませんので、休会者様ご自身にて休会終了月の管理をしてください。

第12条 退会

退会希望する時は、退会する当月20日迄に所定の用紙に必要事項を記入し、フロント受付に提出してください。

第13条 会費滞納

原則として会費の滞納は認めないものとします。

会費滞納が頻繁に発生したり、継続的に続いた場合には、15条適用の対象となります。

第14条 会費等の返還

納入された会費等についてはいかなる理由があっても返還いたしません。

（本クラブの施設を利用しなかった場合も支払い義務が発生します。）

第15条 資格停止または契約解除

本クラブは、会員が次の各号に該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または契約を解除することができます。

- (1) 入会時に虚偽、偽りにて申告したことが判明したとき
- (2) 本規約、その他本クラブが定める諸規則に違反したとき
- (3) 会員として本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき
- (4) 施設、設備等を故意、または重大な過失により破損したとき
- (5) 会費の納入がない場合（3ヶ月を限界とし、未納分の債務は消失しません）
- (6) 会員として品位を損なうと認められる非行・言動があったとき
- (7) 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき
- (8) その他本クラブが社会通念上会員として不適当と認めたとき
- (9) 第6条、第19条、第22条に抵触した場合

第三章 会員の権利、義務

第16条 施設利用範囲

会員は会員種別により決められた時間に於いて、会員種別の契約範囲（決められた施設・設備、指導、オプション）において利用できます。

ただし、プールに於いては、時間帯により一部、掛川スイミングスクール生と共有する場合は

あります。

第 17 条 営業日・営業時間

- (1) 営業日・・・本クラブの営業日は、毎年 3 月に発行する営業スケジュール表によります。
- (2) 営業時間・・・営業時間は下記の通りとなります。
平 日；9 時 30 分～22 時 00 分
土曜日；9 時 00 分～20 時 30 分
日 祝；9 時 00 分～19 時 00 分

最終チェックインについては営業終了 30 分前迄とします。

また、営業終了時間とは閉館時間を指し、営業終了時間迄には退館していただきます。

第 18 条 施設の閉鎖・利用制限

本クラブは次の事由により、本クラブの施設全部または一部を閉鎖・利用制限、または臨時休業することができます。原則利用できないことに対する補償はいたしません。

- ① 台風その他異常気象、風水火災害、地震、その他地象災害、テロ、近隣の事故、伝染病等で本クラブの業務遂行が困難なとき
- ② 施設の点検、管理、改造または補修工事実施のとき
- ③ 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況に著しい変化があり、業務遂行が不適切と判断したとき
- ④ 各種大会・イベント・特別行事が開催されるとき
- ⑤ その他閉鎖または、臨時休業が必要と認められるとき

第 19 条 会員の義務

会員は下記の項目について遵守すること。

- (1) 本クラブの秩序を守り、クラブの目的に沿うこと
- (2) 施設内に於いてはスタッフの指示に従うこと
- (3) 施設内に於いては、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して本クラブ施設を利用すること
- (4) 本クラブに於いて、技量を超えた行為及び危険行為は行わないこと
- (5) 本クラブで知り得た知識・技量等を、本クラブの承諾なしに他者に対して指導行為は行わないこと
- (6) 館内各施設に掲示してある注意事項を厳守すること
- (7) 会員・ビジター各自の責任において健康管理を行うこと

第 20 条 会員資格の喪失

- (1) 会員が退会したとき
- (2) 会員が 15 条に抵触していることが判明したとき
- (3) 会員が死亡したとき
- (4) 経営上の理由により本クラブを閉鎖したとき

第 21 条 遺失物・忘れ物・放置物・私物の免責事項

- (1) 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、原則として会員各自の自己責任とし本クラブは責任を負いません
- (2) 忘れ物・放置物については原則 2 ヶ月間保管した後に処分させていただきます
- (3) 本クラブの管理、指導に於いての事故、盗難等については、本クラブは責任を負いません
- (4) 駐車場に於いての事故、盗難等について、本クラブは責任を負いません

第 22 条 禁止事項

- (1) 会員同士またはスタッフ、本クラブへの暴力・威嚇・迷惑行為
- (2) 会員同士またはスタッフ、本クラブへの暴言、誹謗中傷行為

- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 許可なく本クラブ内において物品の売買や営業行為・勧誘・政治宗教活動などを行うこと
- (5) 許可なく館内を撮影すること
- (6) 酒気を帯びている方の施設利用行為
- (7) 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患している方の施設利用行為
- (8) カスタマーハラスメントに該当する行為

第 23 条 規約の改定

本クラブは、本規約を、社会情勢・経済情勢の変動等を鑑みて改定することができます。

改定に於いては、本クラブ改定日の 1 ヶ月以上前迄に施設内掲示、ライン配信及びホームページにて会員へ告知するものとします。

第 24 条 トランスジェンダーへの対応

- (1) トランスジェンダーに該当する方々への対応については、身体的性別を基本の判断基準とし、身体的に男性であれば男性として、女性であれば女性として入会いただきます。
- (2) トランスジェンダーの方々は、前項 (1) に従い、お風呂・サウナ・ロッカールーム・トイレ等、性別により分けている場所の利用を身体的性別に従い利用いただくこととします。

第 25 条 緊急連絡先・健康状態の定期的更新

- (1) 本クラブは、会員として入会する際に、会員本人が施設利用時において怪我・病気または災害等に遭遇した際を想定し、緊急連絡先・健康状態を把握しており、また定期的にこの情報の更新を会員に求めることがある。
- (2) 各会員の個人情報は、利用目的を厳守し適切に管理します。
- (3) 個人情報保護法例外事項として、救急車を呼ぶような緊急時は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときに該当します。
したがって、本人の同意は不要であり救急隊員に個人情報を提供することができます。

第 26 条 細則

本規約に定めていない事項及び運営上必要な細則は本クラブが定めるものとします。

附則

本規約および細則は、2026 年 10 月 1 日より施行する。

以上

《別表； 利用制限・範囲・料金・オプション》

【料金体制詳細内訳】

※各会員種別・オプションの料金体制については、全て税込とする

会員名 ①；フルタイム会員

- ；利用制限・・・営業中いつでも利用可能
- ；利用範囲・・・マシンジム、プール、お風呂、サウナ
- ；料 金・・・8,800 円

U29 フルタイム会員（29 歳以下）

- ；料 金・・・7,700 円

※30 歳になった翌月から自動的にフルタイム会員へ移行します。

②；ディ会員

- ；利用制限・・・平日 9：30～17：00
土日祝 9：00～15：00
- ；利用範囲・・・マシンジム、プール、お風呂、サウナ
- ；料 金・・・8,250 円（時間外料金別途 550 円がかかります）

U29 ディ会員（29 歳以下）

- ；料 金・・・7,150 円

※30 歳になった翌月から自動的にディ会員へ移行します。

③；ナイト会員

- ；利用制限・・・平日 17：00～22：00
土 17：00～20：30
日祝 13：00～19：00
- ；利用範囲・・・マシンジム、プール、お風呂、サウナ
- ；料 金・・・8,250 円（時間外料金別途 550 円がかかります）

U29 ナイト会員（29 歳以下）

- ；料 金・・・7,150 円

※30 歳になった翌月から自動的にナイト会員へ移行します。

④；中学生会員

- ；利用制限・・・平日 15：00～19：00
土 13：00～17：00
日祝 13：00～17：00
- ；利用範囲・・・マシンジム、お風呂
- ；料 金・・・4,400 円

- ⑤；お風呂会員
；利用制限・・・営業中いつでも利用可能
；利用範囲・・・お風呂、サウナ
；料 金・・・7,700 円
- ⑥；ライフチェンジサポート会員
；利用制限・・・営業中いつでも利用可能
；利用範囲・・・マシンジム、プール、お風呂、サウナ
；サポート・・・週 1 回 1 時間のマンツーマン指導
専任スタッフなし 空いている時間のみ予約可
；料 金・・・ 11,000 円
- ⑦；ライフチェンジサポートプラス会員
；利用制限・・・営業中いつでも利用可能
；利用範囲・・・マシンジム、プール、お風呂、サウナ
；サポート・・・週 1 回 1 時間のマンツーマン指導
予約枠固定 ※○曜日○時～
専任スタッフ制 目的別メニュー ※担当者別の内容
；料 金・・・ 13,200 円
※プラス スタジオレッスン 1 枠
- ⑧；ライフチェンジサポートプレミアム会員
；利用制限・・・営業中いつでも利用可能
；利用範囲・・・マシンジム、プール、お風呂、サウナ
；サポート・・・週 2 回 1 時間のマンツーマン指導
予約枠固定 ※○曜日○時～、○曜日○時～
専任スタッフ制 目的別メニュー ※担当者別の内容
；料 金・・・ 19,800 円
※プラス スタジオレッスン 2 枠

【オプション設定】

スタジオ本数選択制（スタジオ利用希望者のみ）

- スタジオ 1 枠・・・ 1,650 円
スタジオ 3 枠・・・ 3,300 円
スタジオ 6 枠・・・ 4,400 円
スタジオ 10 枠・・・6,600 円

スタジオの予約方法はスマートフォンにて行うか、弊社フロントにて承ります。
スタジオ利用希望本数によって枠数・料金が変更となります。お好みの枠数にてお申込みください。また、枠数変更も毎月 20 日迄のお申し出にて変更可能です。

※注意事項；スタジオレッスン開始直前での空き枠への参加は、ジャンケンにて可能といたします。参加有無にてトラブルが発生した場合は、空き枠参加に関する見直しを行うこともあります。